

科学研究費助成事業—科研費—公募要領 科学研究費補助金「研究成果公開促進費」（学術図書）改正案

③ 学術図書

(1) 対象

個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもの（~~CD-ROM 又は DVD-ROM 等を媒体とした電子媒体で発行する~~ものについても対象とします。）

<刊行のみ行うもの>

研究成果の論文等について、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

<翻訳・校閲の上、刊行するもの>

日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

なお、以下に該当するものは公募の対象となりません。

- ① 既に類似の成果が刊行されているもの
- ② 既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
- ③ 学術研究の成果とは言い難いもの
- ④ 大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
- ⑤ 出版社等の企画によって刊行するもの
- ⑥ 市販しないもの
- ⑦ 十分に市販性があるもの

(2) 応募対象経費

対象となる経費は、学術図書の刊行に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

- ① 翻訳・校閲経費（ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者への支出は対象となりません。）
- ② 直接出版費のうち以下の a) ～ f) の経費
 - a) 組版代 b) 製版代 c) 刷版代 d) 印刷代
 - e) 用紙代 f) 製本代

~~g) CD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成に係る経費（マスター作成代、ディスク代、製版代）~~

ただし、応募できる刊行経費の上限額は~~下記のとおりとします。~~直接出版費（図書の作成に係る経費）から図書の売上げ収入見込みを差し引いた、当該学術図書を刊行するために必要とされる経費として要求できる科研費の上限額です。

※「~~応募上限額~~」は、~~直接出版費（印刷図書の作成に係る経費）から図書の売上げ収入見込みを差し引いた、当該学術図書を刊行するために必要とされる経費として要求できる科研費の上限額です。~~

(3) その他の留意点

- ① 応募方法は、「紙媒体のみで発行するもの」、「電子媒体のみで発行するもの」、
「紙媒体と電子媒体の双方で発行するもの」のいずれでも可能です。
- ②④ 紙媒体で発行する場合、卸売価格は、原価を下回ることはできません。
- ③② 紙媒体で発行する場合、発行部数のうち市販以外の部数は**30部まで**とします。
- ④③ 科研費による刊行は無印税とし、著者・編者・著作権者は、一切の利益を受ける
ことができません。